

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
林木育種センター品種開発実施要領
-成長の優れたアカエゾマツ品種-

21 森林林育第297号

平成22年2月16日

最終改正：平成29年3月30日（28森林林育第111号）

（目的）

第1条 本要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年12月22日法律第198号）第3条「研究所の目的」で定めるところの林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことを目的とした林木の優良な品種開発にあたり、その円滑で実効的な推進を図ることを目的とする。なお、本要領は、成長の優れたアカエゾマツ品種の開発について、その実施方法を定めるものである。

（対象樹種）

第2条 本要領における成長の優れたアカエゾマツ品種開発の対象樹種は、アカエゾマツとする。

（品種開発の方法）

第3条 本要領における成長の優れたアカエゾマツ品種開発は、下の各号に定めるものを母集団として、次代検定林等の試験地（以下「試験地」という。）において、成長等についての特性調査によって行う。

- 一 精英樹選抜育種事業実施要領（昭和55年5月31日付け55林野造第82号）に定める、精英樹。
- 二 一と同等の基準で選ばれた、成長形質及び樹幹形に特に優れていて、病虫害の被害がない個体。

（特性調査）

第4条 本要領における成長等の特性調査は下の各号に定めるものとする。

- 一 樹高及び胸高直径。
 - 二 試験地における生存率、通直性等の林業用種苗として必要な特性。
- 2 第1項で定める特性調査は、原則として実験計画法に基づいて設計された試験地に植栽された系統を対象として行うこととする。

（調査結果の取りまとめ）

第5条 第4条の特性調査の結果を、原則として育種区ごとに取りまとめ、樹高及び胸高直径の系統ごとの代表値を算出して、系統ごとのそれぞれの特性値とする。必要と判断される場合は、生存率等林業用種苗として必要な特性についても取りまとめを行う。

2 第1項で取りまとめた樹高及び胸高直径について、系統ごとの特性値から平均値 μ 及び標準偏差 σ を計算し、下の基準により5段階の評価を行う。評価値が大きいほど対象形質について優れているものとする。

評価値	特性値
5	$\mu + 1.5\sigma$ 以上
4	$\mu + 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 1.5\sigma$ 未満
3	$\mu - 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 0.5\sigma$ 未満
2	$\mu - 1.5\sigma$ 以上、 $\mu - 0.5\sigma$ 未満
1	$\mu - 1.5\sigma$ 未満

(開発品種の決定)

第6条 第4条と第5条に定める特性調査及び調査結果の取りまとめを行い、成長に優れている系統について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）に基づいた申請を行い、同委員会によって評価基準を満たしていると評価されたものを開発品種として扱うものとする。

附則（平成22年2月16日 21森林林育第297号）

この要領は、平成22年2月16日から施行する。

附則（平成27年3月24日 26森林林育第126号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第111号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。